

# 監 査 報 告

令和5年7月27日

一般社団法人仙崎漁業無線協会  
会長 藤田 昭夫 殿

私たち監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づき、当法人の令和4年7月1日から令和5年6月30日までの理事の職務の執行、業務及び会計の監査を行いましたので、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 監査の方法及びその内容

- (1) 業務監査については、理事会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁文書及び報告書を閲覧など必要と思われる監査手続を用いて事業報告及びその附属明細書並びに理事の職務の執行を監査しました。
- (2) 会計監査については、会計帳簿、会計書類を閲覧など必要と思われる監査手続を用いて貸借対照表及び正味財産増減計算書(財務諸表に対する注記を含む。以下「計算書類」という。)並びにその附属明細書を監査しました。

### 2 監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書は、会計帳簿又はこれに関する資料の記載金額と一致し、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認めます。

以上

監事 石村 弘治

監事 木下 紀一郎

監事 濱本 義男